令和7年 産炭地域振興・GX推進・エネルギー調査特別委員会 開催状況

開催年月日 令和7年10月2日(木)

質 問 者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

弁

答 弁 者 原子力安全対策担当局長、環境安全担当課長

要

旨

エネルギー政策担当課長

質 泊原発について

(一) 放射性物質の拡散シミュレーションについて

要

旨

間

放射性物質の拡散について

(高橋委員)

福島原発から14年過ぎました。当時、事故時の放射性物 質の拡散については、政府・議会・民間の調査が行われまし た。分厚い報告書が出ました、その中で、福島第一原発で起 きた爆発によって、放射性物質の拡散が報告されておりま す。プルームとなって関東地方までいっているということが 明らかになっているのですけれども、この放射性物質の拡散 地方など広範囲に広がっていることが確認されました。 についてお聞きしたいと思います。

2 道内のシミュレーションについて (高橋委員)

今お答えいただいた文科省から出されている報告をみま すと、福島原発から、遠くは香川県までいっているのですよ ね。それだけ拡散されているということですよね。遠くの方 は濃度が薄くなっているというのは明らかなのですが、それ だけ影響があるということです。一方、泊原発で事故があっ たと仮定した場合の、放射性物質の拡散については、どのよ うにシミュレーションされているのでしょうか。

2-再 道内のシミュレーションについて (高橋委員)

IAEAの値を聞いているつもりはない。日本は決めて いるわけです。1ミリシーベルトです。100ミリシーベルト だとか 150 ミリシーベルトがいいなんて誰も思っていない。 心配なのは事故が起きたと仮定したときに大丈夫なのかと いうことなのです。先ほどいったように福島原発の拡散。こ れは香川まで飛んでいっている。これを仮に泊に当てはめて いったらどうなるか。北海道は西風が大半です。したがって 西風が吹いているとずっと札幌の方までくるわけですね。同 部入ってしまって北方四島までいくのです。拡散の範囲が。 そのことを道民に知らせずに、さあ3号機はどうでしょうか という話になるとは私は絶対思えない。したがって、このシ ミュレーションが早急に道がつくって公表をして、そして今 の説明会も含めて道民に示すべきだと思いますがいかがで すか。

(環境安全担当課長)

答

福島第一原発事故における放射性物質の拡散状況について でございますが、平成23年12月に、文部科学省が、放射性 物質の拡散状況を確認するため、同省が実施した航空機モニ タリング結果と各県のモニタリング結果とを合わせて作成し たマップでは、放射性物質が、福島県内だけではなく、関東

また、道が、安全協定に基づいて行っている泊発電所周辺 の環境モニタリングにおいても、当時、大気中浮遊じんや降 下物、指標植物などから福島第一原発事故の影響と考えられ るセシウムが検出されております。

(環境安全担当課長)

放射性物質の拡散シミュレーションについてでございます が、原子力規制委員会では、平成24年10月に、道府県の原 子力防災計画の策定にあたり、UPZを決定するための参考 とすべき目安として、放射性物質の拡散シミュレーションの 試算結果を公表しています。

試算に当たりましては、福島第一原発事故と同程度のシビ アアクシデントをベースとして、福島第一原発の1号機から 3号機までの3基分の総放出量が一度に放出されたと仮定 し、また、放出継続時間も福島の事故では約3日にわたり、 断続的に合計 17 時間かけて放出されたものを、10 時間で放出 されたと仮定するなど、より厳しい条件を想定した上で、泊 発電所における 24 時間×365 日、年間 8760 時間分の風向や風 速などの気象データを用いて計算されたものと承知しており ます。

泊発電所における試算結果としては、国際原子力機関、い わゆるIAEAにおける避難が必要とすべき線量基準である 7日間で 100 ミリシーベルトに達する拡散距離が最大で、発 電所から15.2キロメートルとされたところです。

(環境安全担当課長)

放射性物質の拡散シミュレーションについてでございます が、原子力規制委員会が平成24年10月に公表した放射性物 質の拡散シミュレーション結果については、試算に当たり、 福島第一原発事故より厳しい条件を想定した上で、泊発電所 における年間8760時間分の風向や風速などの気象データを用 いて計算されたものと承知しております。

泊発電所における試算結果としては、IAEAにおける避 難が必要とすべき線量基準である7日間で100ミリシーベル じkmで測っていったら大変な状況になりますよ。北海道全 トに達する拡散距離が最大で、発電所から 15.2 キロメートル とされたところです。

2 - 再々 道内のシミュレーションについて (高橋委員)

同じ答弁しかもちあわせてないのですね。ご存じのとおり放射性物質というのは臭いも色もないから分からない。 100ミリシーベルトが来ました、50ミリシーベルトが来ました、

というのは分からない。さあ爆発しました、拡散しました、 さあ避難しなさい、じゃあどこに避難するのか、札幌に避難 する、札幌って直線距離で何キロあるのですか。70 キロく らいですよ。風速2メートル。風速2メートルとは、風が吹 いてきたなと感じるのです。時速 7.2km。10 時間で 72km。 10 時間過ぎれば札幌に届くのです。そしてこれが2日、3 日になると当然のことながら狩勝峠を越えていって、広がっ ていくのです。このシミュレーションをなんで道がつくらな いのですか。先ほど言ったのは、2012 年に今まであった P AZをもう少し拡散して考えていかなければならないとい うことでUPZという新しい概念ができました。このUPZ 30km 圏内に収まるのかどうかということを確認するための 拡散シミュレーターであって、本来のシミュレーションとい うのはそうではないでしょ。現に福島原発でそういうシミュ レーションをやったのです。そして遠くまで拡散していくと いうことが分かったのです。同じことを泊に当てはめてい く、そして冬になれば北風が吹いてきますから、これは洞爺 湖や函館のほうにどんどんいく。そしてこれは青森県や秋田 までいくのですよ。南風になれば樺太までいくのです。そう いうシミュレーションを、なぜつくって道民に対してきちっ と報告しないのですか。道民はそれを見れば3号機に対して どうしていこうかと考えるわけですよ。それを何も見せず に。拡散は30km 圏内だけですかそれ。丸くそこから出ない のですか。そんなことないでしょ。だとすれば想定されるシ ミュレーションをつくるべきではないですか。

2 - 再々々 道内のシミュレーションについて (高橋委員)

つくるのか、つくらないのか、つくらないとしたらなぜつ くらないのか教えてください。

(環境安全担当課長)

放射性物質の拡散シミュレーションについてでございますが、平成 24 年 10 月に、原子力規制委員会では道府県の原子力防災計画策定に当たり UPZを決定するための参考とすべき目安として、放射性物質の拡散シミュレーション結果を公表しております。

(原子力安全対策担当局長)

放射性物質の拡散シミュレーションについてでございますが、規制委によって公表されている放射性物質の拡散シミュレーション結果の試算に当たりましては、福島第一原発事故よりも厳しい条件を想定した上で、泊発電所における風向や風速などの気象データを用いて計算されたものと承知しております。

道ではこれを踏まえまして、原子力災害重点区域を泊発電所から概ね 30km の範囲としておりまして、この範囲の 13 町村におきまして、地域防災計画を策定しているところでございます。

(高橋委員)

原子力総合環境研究所で、既に泊原発で同等の事故があった場合、どういうふうな放射性物質の拡散するのかをやっているのです。あなたたちはそれを認めたくないだけなのです。なぜなのですかね。それを見るとはっきりしていますよ。西風が吹いた場合はどうなっていくのか。北風が吹いた場合はどうなっていくのか。福島原発を経験したのですから、その経験値をもとにしてつくっていったのですよ。それをまったくですね、UPZ内に押し固めてしまおうという狙いがあった。そのシミュレーションとは全く違うものなのですよね。私が言っていることを疑っているのであれば、つくってみてくださいよ。

よく言いますね、100%はないのだと。原発の事故には100 %はないのだと。飛行機だって落ちることはあるだろ、と言 われる方がいます。でも飛行機が落ちるのであれば、飛行機 に乗らないという選択肢があるのではないか。自家用車で事 |故があると心配になれば、自家用車に乗らないでバスや電車 を利用するという選択肢がある。しかし私たちは原発の事故 を選択できない。だから言っているのです。そして今、近い うちにですね、これは道民の方に説明をして、そしてその説 明の中身をみて知事が判断をするとなっているのでしょ。だ けれども、道民し示しているその説明は、全く説明になって いないのでしょ。なぜ原発が必要なのだ。こういうふうにや って規制委員会から安全だと言われているから安全なのだ。 これだけですよ。そして今お聞きするとUPZ圏内につくろ うとしている、そういうシミュレーションだと。判断できな いのではないですか。みんな知っていますよ。そういう事故 がおきたらどういうふうな放射性廃棄物の流れになってい くのか。だから、北海道にそんなものがあっていいのか、と いう思いを皆さん言っているわけですよ。そのことの提供も しないと私たちは判断できないのですよ。だってUPZをど んとん越えていくのですよ。関東よりもさらに南のほうまで いっているのです。泊なんて北海道全域ですよ、風の吹き 方によって。そういうことを隠して、道民に判断を求 めること自体が、おかしいのではないんですかね。い い部分の資料だけをお見せしますけど、悪いものはお 見せをしません、さあ、議論をしてください。これが できるのかどうなのか。それはみなさん、考えれば分 かることですよね。

(二) 危機への考え方について

1 リスクの選択

欠

2 官僚の常識

欠

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

3 整合性について

(高橋委員)

昨日も予算特別委員会で話があったようですけれども、こ うことになるのですね。一般的に、既往の項目がありますか ら、全てがそうだということではないですよ、一般的に。

そして、北海道の方も原発立地三法の交付金も、これも 12 年間要請をしていると。UPZ全域。したがって、UP Z全域は、国も道も同一の条件なのだということをお認めに なっているわけですね。しかし、合意だけは4町村、それも 50年前から決めています。50年から皆さん思考停止ですか。

2011 年には、福島原発という大きな転換点があったので はないですか。そこから、原発に対する様々な考え方に変化 年前からそうですということを言っている。全く整合性が分 からない。これについて、改めて私に分かるように説明して ください。

(エネルギー政策担当課長)

電源三法交付金に関する要請などについてでありますが、 れ、前回の委員会でも明確な回答を聞いていないのですけれ│道では、電源三法交付金に関しまして、構成員であります原 ども、国は特別措置法をもって 30km 圏内、UPZの皆さん 子力発電関係団体協議会を通じ、原子力災害対策が必要な区 に、これは原発立地自治体と同じように措置をしているとい 域が 30km 圏まで拡大されていることを踏まえ、原子力災害対 策重点区域においても、地域振興等を通じた住民理解の向上 は必要と考えられますことから、電源三法交付金の対象地域 を当該区域まで拡大するなど必要な見直しを行うよう、国に 要望しているところでございます。

> 一方、再稼働に関する地元同意の範囲につきましては、道 としましては、関係自治体の範囲も含め、具体的な手続きに ついては、国が明確にすべきと申し上げてきたところです。

こうした中、経済産業大臣から、今般の理解要請について は、道と立地自治体である泊村のほか、発電所建設予定地が があったのではないですか。それを今でもまだ皆さんは、50 選定される当初から、50 年以上に渡って岩宇4町村一体で活 動が行われ、その後も4町村で取組を進めてきたこと、また、 |その経緯も踏まえて岩宇4町村が同じ立場で事業者との協定 を締結している状況、さらには、様々な地元の実情を総合的 に勘案しまして、共和町、岩内町、神恵内村に対しても理解 要請を行うとの説明があったところでございます。

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

3 一再 整合性について (高橋委員)

昨日ですね、予算特別委員会は、あれとそれは違う。これ とこっちも違うというような答弁だったですね。ですから、 訴訟で言われている財政的な対応、それから皆さんが求めて いる電源三法による措置のやつ。それと同意は違うのだとい うことですね。なぜなのでしょう。安全かどうか、原発を稼 働させるということは安全と表裏一体なのですね。そこをど うやって無理くり引き裂くか、分けて。これはこれ、こっち はこっちというふうになるのですか。ずっとこの間、皆さん と禅問答をやっているみたいなものですよ。言っていること に対して的確に答えていただいていない。だから必要だから そういうふうに求めていったのでしょう。何で同意だけそう いうことになっていくのですか。全く分からない。もうこれ ずっとですね、こういうやりとりをしているとですね、皆さ んどうなっているのだと。官僚というのはそういうものなの ですか。一度答弁をしたら、そこから一歩も出ない。という ことがこの間のやりとりでしょう。

状況が変わった 2011年。そして、国の方も柔軟になって きた。道も求めていっている。しかし、これとこれは別よと。 どういうふうにそれは繋がっていくのですか。分からない。 そして、そこだけは皆さん頑なに守ろうとしている。合意を もらう、理解をしていただくというのはですね、この間の議 会の中でも全国で唯一北海道泊原発だけが4つも同意を求 める自治体があるのだ。他は皆1箇所だ。そういうふうに言 ってきましたよね。他は皆1箇所だと。本当にそうなのです か。私は国立国会図書館の原発再稼働と地方自治体の課題と いう本がありまして、避難計画、安全協定、税財政措置、調 査と情報というやつをイシューブリーフナンバー911 とい うやつを読ませていただきました。これは九州電力の川内原 発の再稼働のときの話です。UPZの中に8つの市と町があ りますね。このうち6つの市と町では、要するに、鹿児島市、 出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町は九州電力と安 全協定を結んでいますが、原発施設変更時の事前協議は規定 されておらず、これは泊原発の安全協定と同じ内容ですね。 2つの市、いちき串木野市、阿久根市の安全協定には、事前 協議の規定はありませんが、事前説明規定があり、この2市 だけが、事前説明に意見を述べることができます。しかし、 九州電力のですね、社長はUPZ圏内の全ての自治体の理解 を得てから再稼働するということを行いました。つまり、同 意を得てから、この8つのUPΖのですね、自治体全てから、 同意をもらって、それで再稼働にいったということになるわ けでございますけれども、これはどうなのですか。皆さん言 っていることは少し違うような気がいたします。九州電力は 北海道電力と違ってですね、そういう意味でいくと住民の方 々に対する接し方が非常にですね、私共からすればですね、 誠意のあるやり方をしているというふうに思いますよ。 方、北海道電力及び北海道は、政府に丸投げ。UPZ圏内の 方々の聞く耳を持たず、ということですよ。どうなのですか。

【指摘】

それは北海道大変。九州電力とUPZの各自治体は、先ほど言ったように安全協定を結んでいるのですよ。その中にその文字が無いのですけれども、九電の社長はきちっと話をしている、UPZの首長と。だから、そういう誠意のあったやり方をするというのは、九州電力であって。そうではないのが北海道電力の皆さんだと言っているのですよ。本来であればUPZ圏内、先ほど言っているように同じでしょ。交付金も出してほしいとあなたたちは言っているし、国の方は措置法で財政支援もしている。なのになぜ固執するのだ。皆さんと話しをしていても解決をしない。平行線だ。こういうやり方を住民説明会で皆さんやっているのですか。そして納得してほしいといっているのですか。逆なでですよ。

(環境安全担当課長)

安全協定における事前了解についてでございますが、安全協定の第2条において、北電が原子炉施設及びこれに関連する施設の新増設や変更などを行おうとする場合の手続きを定めており、具体的には、「原子炉本体」や、「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」、「原子炉冷却系統施設」などに係る新増設や変更等を行う場合は、原則、原子力規制委員会の設置変更許可を要するものは、その申請に先立って、道及び4町村と協議を行い、事前に了解を得ることとしているところです。

平成25年7月の新規制基準の施行に伴い、設置変更許可の対象とされた安全対策については、北電から道及び4町村に対し、協定上の取扱いについて見解が求められ、道と4町村において協議を行い、福島第一原発事故を踏まえた国の指示に基づく安全対策であること、既に主要な施設の新増設・変更等が実施済み又は実施中であることから、事前の協議・了解という手続きには馴染まないと判断し、平成25年6月28日に4町村及び北電に通知したところです。

50年間の思考停止について

欠

5 泊原発の埋め立て地について

欠

6 原発の有事について

(高橋委員)

原発というのはですね、平時の発電施設です。今回のウク ライナ、ロシアとの戦争を見ても分かるとおり、ザボリッジ ャが、攻撃を受けたのですよ。致命的な攻撃はしない、する 必要がない。だって原子炉は五重に守れるのですから。そう ではなくて、原子炉は水と電気さえ失えば爆発しますよ。福 島がそうです。ですから、もし有事になって、そういうこと になってしまったら大変なことになる。

今、政府で一生懸命騒いでいるじゃないですか。戦後こん なにですね、安全保障環境が悪かった時はないのです。した がって、軍備をガンガンガンガンですね、43 兆円も注ぎこ んでやっている。あちこちでですね、共同の訓練をやってい われるのは明らかである。もし、狙われたら、自国内に起きまいります。 た核爆発ですよ。ですから、原発というのは平時でなければ 稼働させてはいけない。今少なくともですね、危険な状況だ と言っているのだったら、危険な状況の環境を止めるべきで はありませんか。そう思いませんか。

有事の場合の原発についてのお考え、ご認識があればお聞 きしたいと思います。

(高橋委員)

今、課長言ったとおりですよ。大きな不安を与えるのです よ。そんなことになってしまったら。だから、それは平時の 平和の時の発電施設であって、有事の発電施設ではない。 れは今回明らかになったわけですよ。今回、せっかくやりと りさせていただいていますけども、何一つちゃんとまともに 答えが返ってきていない。したがって、これらの課題につい てはまだまだお聞きすると思ってください。ちゃんと答えて ください。議会なのですから。

(三)発電能力について

1 道内の発電能力などについて

(高橋委員)

そこでよくこれも言われるのですけれども、ラピダスやデ ータセンターが来たらですね、電力が足りなくなるから原発 が必要だということをですね、よく言われる方がいらっしゃ 備えている自家発電の能力、北本連系による受電、これらもるところでございます。 含めた発電能力の北海道の電力の大枠はどうなのですか。

(環境安全担当課長)

武力攻撃等への対応についてでございますが、原子力発電 所に対する武力攻撃事態等に対しては、事態対処法や国民保 護法等の枠組みのもとで、自衛隊など関係機関が連携して対 処することとされており、万が一、武力攻撃により原子力災 害が発生した場合には、北海道国民保護計画において、地域 防災計画に準じた措置を行うこととしているところです。

原子力発電所への武力攻撃等については、原子力施設の安 全と核セキュリティを脅かし、原子力施設の立地地域にも大 きな不安を与えるものと認識しております。

道といたしましては、引き続き、全国知事会や原子力発電 関係団体協議会を通じて、国に対して原子力施設に対する武 る。そういう危険な状況の中にある。だとしたら、原発が狙 力攻撃事態等への対処について、実効性のある対策を求めて

(エネルギー政策担当課長)

道内の発電設備容量についてでありますが、国の電力調査 統計によりますと、本年5月時点におけます北電が所有する 発電所の設備容量は、火力発電所が約 462 万 kW、原子力発電 いますけれど、それでは今、北電の発電能力がどのくらいあ | 所が約 207 万 kW など、合計で約 835 万 kW となっており、道 るのか、風力、先ほどお話のあった太陽光、それらも含めて 内の電気事業者が所有する風力や太陽光などといった新エネ ですね、再生可能エネルギーの発電能力、医療機関や企業が ルギー等発電所の設備容量の合計は、約222万kWとなってい

> また、国の自家用発電所等運転半期報によりますと、昨年 度におけます、道内の主な自家用発電所について、設備容量 は、合計で約155万kWとなっております。

> さらに、本道と本州を結ぶ連系線の容量は合計90万kWで、 現在、増設工事が行われておりまして、2028 年 3 月から 120 万kWとなる予定でございます。

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

2 電力需要について

(高橋委員)

電気ばかり作ってどうするの、これ。さらに3号炉も動か して。今のお話ですとですね、原子力の207万引いてもです よ、原子力の207万と新エネと相殺できますから、残ってい と結ぶ北本連系、1千万 kW 近くですよ、そんなに電気作っ 全体として増加傾向になるとしているところでございます。 て、そしてさらに原子力発電やるのですか。電気余ってどう では、需要はどのくらいあるのですか。

(高橋委員)

今お話があったようにですね、2034年で必要な電力量が 538 万 kW、供給が 780 万、なんと 250 万も多い。250 万。泊 原発1号炉から3号炉まで207万。これ必要あるのですか、 これ。多くの賛成の方々は、いや電気が足りない、電気が足 りないって電気が余ったらどうしようもないでしょう。北本 連系からどんどん本州に送るだけでしょう。地産地消にもな っていない。したがって、電気代も下がっていかない。さら に、そこにですね、原発をやっていくと。全然理屈合わんわ、 これ。分かるように説明してくれと。余計分からなくなって きた。やる意味が分からなくなってきたというふうに私は思 いますよ。

(四) 基準地震動等について

1 泊原発の基準地震動改定について

(高橋委員)

いちばん心配されるのは地震があったときのこと、基準地 ガルに上げましたよね。なんで、上げたのですか。

1一再 泊原発の基準地震動改定について

結局、今までの地震で自信がなくなってきたわけだ。北電 何かあるのですか。

(エネルギー政策担当課長)

電力需要などについてでありますが、電力広域的運営推進 |機関が 2025 年1月に公表しました今後 10 年間の北海道の需 要想定では、人口減少や節電・省エネ等により家庭部門は減 る火力だとか、それから自家発電だとか更にはですね、本州 少傾向であるものの、産業部門の需要の大幅な増加により、

また、今後10年間の供給想定では、太陽光及び風力発電に しようもない、これ。どうするのですか、一体。じゃあ一方一ついて、過去の伸び率や実績等を基にした導入見通しとしま して、太陽光設備容量で約 63 万 kW の増加、風力設備容量で 約96万kWの増加がそれぞれ見込まれております。

> なお、2034年1月におけます道内の長期需給見通しでは、 需要電力は 538 万 kW、供給力は 782 万 kW となっているところ でございます。

(環境安全担当課長)

泊発電所の基準地震動についてでございますが、北電では、 震動のことなのですが、途中で、泊原発は 550 ガルから 693 平成 25 年 7 月、敷地周辺の断層等を考慮し、最大加速度を 550 ガルとする基準地震動を設定し、規制委に設置変更許可申請 を行ったところですが、適合性審査の過程の中で、平成16年 の留萌支庁南部地震の地震動を考慮することとし、基準地震 動を 620 ガルに修正し、平成 27 年 12 月に規制委から概ね妥 当な評価がなされているとされていました。

> また、令和3年4月に、地震動の評価方法として、震源近 傍の多数の観測記録に基づいて設定された全国共通に考慮す べき地震動、いわゆる「標準応答スペクトル」を考慮するこ とを追加する新規制基準の改正があり、バックフィットによ り泊発電所3号機の適合性審査にも適用され、北電が再評価 を行った結果、基準地震動が693ガルとなったものです。

(環境安全担当課長)

泊発電所の耐震設計についてでございますが、原発の耐震 は、今のままで良いわけではないなと思ったから変えた。基一設計については、施設・設備等の耐震重要度に応じて、S、 準地震動を。これによって、例えば、耐震強化されたものは B、Cクラスに分類されており、そのうち、耐震重要施設と されるSクラスの施設・設備については、基準地震動による 地震力に対しても、安全機能が損なわれるおそれがない設計 とすることとなっております。

> 北電は、新たな基準地震動に基づく耐震性の評価を行い、 必要な設備に耐震補強工事を行うなどの対策を実施してお り、規制委において、地震力に対して十分に耐え、安全機能 が損なわれるおそれがない設計である旨確認されたものと承 知しております。

> また、具体的には、620 ガルから 693 ガルへ変更したことに 伴い、余熱直系統の配管等のサポート補強、追加等を実施す る予定となっていると承知しております。

(高橋委員)

ガルというのは横揺れの強さです。従って、今、配管の補 強をしているということですが、いちばん危ないのは原子炉 ではなく、先ほど言いましたけど、水、そして電気、配管な のですよ。配管に何かがあれば、原子炉は勝手に暴走を始め ていくということになるわけです。

2011年の福島以降、700を超える基準地震動があったのは 19 回ですよ。ですから 693 でいいのかどうなのか非常に疑 問です。

これまでの地震動について

3 道内の地震について (高橋委員)

調べたところによりますと、留萌支庁南部地震2004年にお きましたけれども、この時はですね、震度5強、マグニチュ - ド 6. 1、そして最大加速度いわゆる基準地震動は 1,176 ガ ルです。2003年の十勝沖地震、最大震度6弱、マグニチュー ド8.0、最大加速度は1,091ガル、記憶に新しい2018年の胆 振東部地震はですね、最大震度 7、マグニチュード 6.7、最 | 設置許可基準規則に適合しているとされたところです。 大加速度は1,796ガルということでございます。

1993 年の南西沖地震の最大震度、これはですね、当時で 言ったように、北海道で起きている大きな地震は、すべからおります。 く 1,000 ガルを越えているのですよね。

泊原発の最大加速度とですね、近年起きている北海道の大 地震の最大加速度についての道の認識をお聞きします。

(高橋委員)

693 というのはですね、住居だったら700 以上ですね、そ こを考慮しなければならない。自然は何があるか分からな い。原発だって複合災害があったからああいうことになって いるわけですよね。だから、これはもう突発的に何があるか 分からないということをきちっとそろえていかなければな らないのですよ。残念ながら、今、地震の予測は不可能なの ですよ。ですから、この693、これで果たしていいのか、自 然災害が起きたときにはどうなっていくのか、先ほど言った 奥尻のやつ、これも結構大きいですけど、これはガル数はで ていませんけれどもね、この近年で北海道で起きたやつでー 番大きいのは 1,700 ガル以上なのですよね。従って、やっぱ りですね、そういうところに基準を置いた耐震強化、これを やっぱりすべきだと思う。その半分以下の耐震強化でしかな いということなのですよね。従って、本当にですね、単純な 地震でないときに、どのようになっているかというのを、皆 さんこれ考えなければならないと思いますよ。従って、北電 が 693 でいいと言ってもですね、いや、そうではないのでは ないですか、もっとやっぱりきちっとこういう様々な地震の 対応、それから複合災害の訓練を含めてですね、もっと考慮 してくださいと言うべきだというふうに思いますよ。

(環境安全担当課長)

基準地震動についてでございますが、基準地震動は、原子 力施設において安全上重要な施設の耐震安全性を確保する上 で基準となる地震の揺れであり、北電では、19ケースの基準 地震動を設定し、揺れの強さを示す加速度は、最も大きいケ ースで693ガルであるとの評価を行い、規制委の審査書では、

なお、規制委では、「基準地震動は、硬い地盤における地 震動として策定されるものであるのに対し、一般住宅などの 6、マグニチュード7.8、この当時はまだですね、基準地震 家屋に関し言及される地震動は、それよりも軟らかい地盤の 動という概念がなかったものですから、ガルとは言いません┃揺れの大きさを示すものと考えられ、同じ震源であっても、 でしたけれども、ご存知のとおりですね、高さ 30m にもわた|地震動が大きくなることがあり、両者の数値は比較できない」 る大津波が奥尻島を襲ったということでございます。先ほど との考え方を示しており、道としても、そのように認識して

(五) 同意について

1 同意とは

(高橋委員)

同意の原則というのがあるのですね。同意原則というの は、今日一般的な法理としてなされていまけれども、これに 良いのかお聞きしたいと思います。

(五) 一再 同意について

(高橋委員)

いかなるリスクも、それを受ける人の同意がない場合は、 他人に与えてはならない、これは犯罪と見なす、と言うこと、 ゃないのです、リスクを受けるのは。契約した当事者の一方 | く旨の説明があったところでございます。 が、高度な専門的知識を有して、もう一方がその分野に疎い る。住民説明会はこの求めを満たしていますか。

(高橋委員)

説明会って言うのは、なぜ電力が必要なのですか、規制委 員会が安全だって言っているから安全なのですよって、言っ ているだけでしょ。それで説得して、それで納得してくれっ ていうふうに言っているわけですよ。誰も納得なんかするわ けないじゃないですか、シミュレーションを作ってくださ い、これは大きなサンプルになりますよ。でもシミュレーシ ョンもやるのだかやらないのだか、さっぱり訳分からない。 リスクへの考え方も、これも明らかにしていただいていな い。さらには、有事における原発の置かれている位置付け、 これについても何も答えてないのですよ、皆さん。そして、 発電量と需要量を聞くと、もう発電なんか必要ない。原発な んか3機とも動かさなくても十分間に合っておつりが来る、 いうふうに数字では言っていても皆さん達の言葉からはそ ういう言葉は出てこないのですね。基準値振動もそうです。 今までの基準値振動それは、ただただ羅列しているだけで、 さらに複合の事故があったらどうしようかとそういう思考 はない。合意はどうなのですか、合意はお互いにきちっとす る場合は、リスクをある人はその人の合意が必要なのです よ。でもリスクを受ける人たちは何の言葉も話すことが出来 ないのです、蚊帳の外なのです。こんなことで、北海道の原 発を進めていくということには、なかなかならないのではな いですかね。もし進めるというふうに、知事が判断するとす れば、これまでに質問したことに対してきちっと私たちに説 明してください。なかなか難しい判断というふうに思います けれども、しかし、現実危機にさらされている方々のことを 思って、これからも様々な行動をしていただきたい、そのこ とを申し上げて終わります。

(エネルギー政策担当課長)

地元同意についてでありますが、原発の再稼働に関する地 元自治体の同意につきましては、法令上で定められた要件で 沿うと、泊原発再稼働の同意とは、どのように受け止めれば はなく、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定するエネ ルギー基本計画において、原発の再稼働を進める際、国も前 面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り 組む、とした方針に基づきまして、泊発電所3号機の再稼働 を進めていくことについて、今般、経済産業大臣から、道及 び岩字4町村に対して、政府方針の説明、いわゆる理解要請 があったところでございます。

> なお、原子力利用については、国の原子力政策の基本方針 な

> 定めた原子力基本法をはじめ、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律など、安全性の確保を大前提とし た法律が定められており、原発については、こうした法令に 基づき、規制が行われているものと認識をしております。

(エネルギー政策担当課長)

住民説明会についてでありますが、泊発電所3号機につき ましては、原子力規制委員会から、原子炉設置変更許可が出 同意とはそういうものなのです。リスクを受ける人の同意が | され、国から再稼働に向けた理解要請が行われたところであ なければダメなのですよ。リスクを受ける方って何万人いら┃りまして、国からは、その際、道をはじめ皆様の理解を得ら っしゃるのですか。首長一人ではないのですよ。知事一人じ┃れるよう、国が前面に立ち、しっかりと説明に取り組んでい

このため、道では、泊発電所の安全対策や防災対策などの 場合には、公平な合意を形成するための手続きが必要となしまか、原子力発電のエネルギー政策上の位置づけや必要性、 安全性などについて、国や北電が住民の皆様に対し、直接説 明する場を設けるとともに、質問や意見を伺うために、説明 会を開催しているところでございます。